平成２３年（フ）第３７５号
神奈川県愛甲郡愛川町中津1487番地の２
債務者　松本　公一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３７９号
神奈川県平塚市豊田小嶺367番地の15
債務者　笹山　　聡
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３８１号
神奈川県小田原市飯田岡51番地
債務者　三嶽　千鶴
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２４７号
新潟市北区早通北５丁目３番　県営住宅45―56号、住民票上の住所新潟市北区太郎代2569番地１
債務者　渡邊建築こと　渡邊　憲司
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２４８号
新潟市北区早通北５丁目３番　県営住宅45―56号、前住所新潟市北区太郎代2569番地１
債務者　渡邊　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２８１号
新潟市中央区万代１丁目２番３号　コープ野村万代903号
債務者　金山　彰一
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９１号
新潟市中央区新和２丁目12番２―302号
債務者　高橋　和裕
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０１号
新潟市西区関屋堀割町８番３号　小泉一郎方、前住所新潟市東区上木戸１丁目３番30号
債務者　進藤　嘉美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１２号
新潟市中央区有明大橋町５番22号
債務者　高橋　直美
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１５号
新潟市西区坂井東５丁目19番22号
債務者　田中　達也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２４号
新潟市中央区上所中２丁目８番５号　シャトレーマツダＢ201
債務者　遠藤　秀雄
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２５号
新潟市中央区上所中２丁目８番５号　シャトレーマツダＢ201
債務者　遠藤　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３８号
新潟市南区次郎右エ門興野52番地
債務者　鈴木　スミ
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４９号
新潟市北区新元島町5385番地52
債務者　笠原　正晴
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１６４号
大阪府和泉市阪本町224番地の１―201
債務者　藤川千佐子
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
大阪府和泉市伏屋町１丁目５番19―201号、前住所大阪府和泉市室堂町1110番地の19
債務者　藤井　禎憲
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
大阪府和泉市寺門町１丁目13番28号
債務者　東堂　幸恵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４７０号
大阪府岸和田市松風町28番21号、前住所大阪府岸和田市上野町西９番13号
債務者　辻井　宏文
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係